和歌寄書

竹

和書門
類 二七七の二
號 七六
函 五
架 三
冊

内閣文庫
和書
類 二七七の二
號 二
冊 二
函 二〇二
架

内閣文庫
番號 和 27702
冊數 3 (2)
函號 202 89

国立公文書館
National Archives of Japan

和歌ゝ世ゝ文中三

左京ゝ道雅

章ゝ右衛門督四条宮伊周公子成ゝ八条山ゝの

障の絵ゝ立ゝ今ゝ侍ゝめて撰ひて見ゝとかゝしも他

者ゝ者ゝ家經花永經衡頼家ゝ地ゝ人ゝ保院中

一ゝ女ゝ内親王ゝ伊勢の御ゝ三條ひて

叩ゝ侍ゝ侍ゝ安通ゝ法ゝ法ゝ同ゝ

いゝ伊勢の御ゝ侍ゝ侍ゝ人ゝ

ゝのびて侍ゝ人ゝ

侍ゝめゝ侍ゝ

ゝのびゝ

ゝ

明治十三年購求

そゝめかれのハまつしきに寺にも来るとの也擬ヲに通観
の二條ハいと寺仙もきこえくるに無文寄通の
すみかに秀逸多し新撰

一　あふ坂ハ東路とこそおもひしか
心つくしの関にそありける
今ハ我おもひ絶なんしらるゝと
人をもてなすとなりけり
みちのくの花をとふらん桜や覚なからん
ふみゝぬまゝすゝ人雨しくれに
揚花や中なりてけしそのふるに
押ならしてとしもとうつこうつれ

源やハ人のまへつきはけおなかの命
なくよのおれなくさめそなすまし

大納言経信

堀河の大納言とそ敦実親王の御孫中納言源道方の子なり
八雲御抄に経信をもろこしの楚の盛衰かなとも見ゆる
まことの古体を離れしてあそびなれしてそ詠に
覚をよみて宝也とあへるとなし白河院の御時遠え
られしを経信人のもとへ通はしたる尚
覚来代の高名也天元中より給ひてまかりの些にて
徳あるへしとすゝめしかる経信ちゝくハ両かたの給ふ学

亀しその中ハ別のよふあらんさて詞をさらすして
ふるくしきかなるさまにたりしなり経信ハ此道の達者
なでいひ出でる中々をいひおきの人あしきかたへながれずして
一首平懐に加らまいふなるをよめりといへり古今若
時の云円融院大井川逍遥の時ニ此みちのみまの
まけり帥民部卿経信卿も此みちにまたさまさま
白河院西河に行幸の時詩歌管絃の三艘の船を
うかべて其道の人々をわかちのせられし経信卿
遅参の間汀にひざまづきていづれの舟にてもよせよ
遣されてまいりたるなればいかならんと汀にてかしこまりに
まづまててやといはれけるほどにうちよせてのせられける

かり時よとりてハみじかきと加くいかん思ひれハ定家
せられけるにもさて管絃の事に堪能にて詩哥を兼せ
られたりける三舟のうちにハ是也とぞ

　　夕されハ門田のいなばおとづれて
　　　あしのまろやに秋風ぞ吹

此歌名高き歌なり今古の名歌也師賢朝臣の梅津
の山里に人々まかりて田家秋風といふことをよめるとぞ
夕されとハ夕になりたる心也名高きことも同じこ
となれどもいさゝか風情とかはりたるあまたの歌也経信院内
饗夕になりて稲葉のそよくとかくいひてさなきともの
秋やの如しさみしき人のなき住居けれハ中々にしれ

あくまで此なやみてハ波よくぬれて秋風となりぬるにやあり
稲葉末葉のよりよしよみのみハよくはかりかの丸や
なとの情よりもおふつよくはかるとや君子此弁を
聞や少人の徳さくまなりしいつんやき極貌なり
百人にえらみてしも冷泉家の此秘おとい子ぞ此續も
ある首に夕されハ夕されみなよしもいふし夕されのとは
よ雨さりよしいふりぬるされの秋されのとかいふすとも
とかく志あまてとも無情なく

夕されのあられともみえすかへらん

此夫れあらし北庭のもちなせ

と云宗祇法師の百韻に付無情の自序とこれ云流布

法親しくて情なきまよしと經て字寛さと法海天人に法
給經きうらしきこ

俳類

経信卿子息頼左京大夫経信卿上八代聲堪能と白河
院の勅をうけ給りて天治元年に金葉集撰
撰せし山本親紹云法秘俳類の佛に逃ふ也其俳
とれ云道に付て中あしくて常に俳要とされしハ
斉ハ俳類に謗せられぬかたつし海保ひ跡にゆる底
の文字とかくずれ知るのまなさふかつれ年月あつる
とれつもて云宗法界の心をはふくとこの寺に説ちに

[illegible]

大中臣能宣

伊勢奉幣使撰集撰者和歌奉献の人の一人なり能宣父は頼基なり父頼基は[illegible]

れ法師なり[illegible]

ちとせまでかぞへられしわれとなりぬる

君をひとりしてゆく代やあまの年

世にふるもさらにときわの頼基なり深草の[illegible]

なる和歌をよみて能宣をもて[illegible]

して帝王は法師なりの時いつかたにて深

すみぞめのいろのあさぬ人なれば能宣復更て

新て函電をもてこの世人毎院宇の婚して後の日

[illegible]

みしまえの母[illegible]

まことにあれ[illegible]

ゐのなくして数ある煩悩のよしをゆめて云々
みつかう人のいふその人すみてのち八日をたまふ
遺書あることをこうれ
ねかひもみちしみしまれ水やあせなん
ましあやあれ我もかまへたり

源兼昌

美濃守俊輔といふ人の子従五位下皇后宮大進云
堀河院御時の百首作者也

あはちしまかよふちとりのなくこゑに
須まのせきもりをかくしけり

此うたはまくらことはとして堀河百首の中にみえたり
此うたハ奴かむとぞよみける千し
あはちしまかよふ千鳥のなくこゑに
いくよねさめぬ須磨の関守
此歌今集千載に関路千鳥といふ事を
ことにもさ文字をそへて百人一首にもいれられたり撰
人ハ源氏物語須磨の巻にも海士の家に
みやこにて思ひやりける時にも歌を須磨の旅の
して彼須磨にすみたまひしこのかなしげなるさまを
ありけることなとかきて又旅の人あるは関守の
旅の旅ある心をさしてよみけるにや旅の心をあ

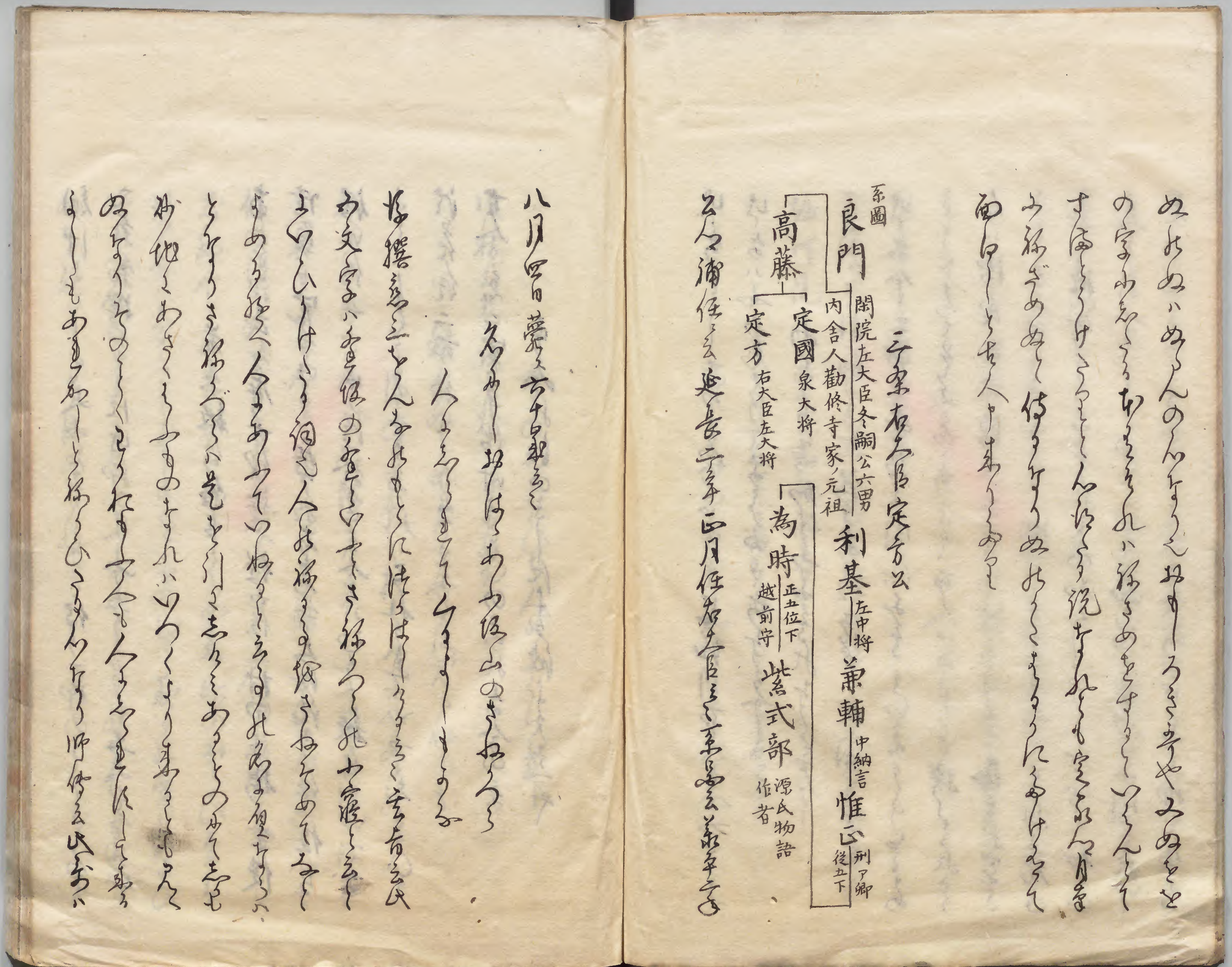

系圖

良門 閑院左大臣冬嗣公六男 内舎人勘修寺家ノ元祖

高藤

定國 泉大将

定方 右大臣左大将

為時 正五位下 越前守

紫式部 源氏物語作者

利基 左中将

兼輔 中納言

惟正 刑ア卿 従五下

二条右大臣定方公

定方卿任大臣延長二年四月任右大臣寛平元年

八月四日夢ニ云

為ハ中ハ中ハ山のきわ

人ニ云ハ人ニ云ハ

為時ハ式部ハ云ハ

ハ文字ハ式部ハ

云ハ式部ハ

ハ人ハ人ハ

ハ人ハ人ハ

ハ他ハ

ハ人ハ

ハ人ハ

詞はよくして文ハなさけすくなし伊勢の御のことくこそ事なる
ゝ新勅撰なとに此御哥のゝ万葉よりくしく宜なるへしとや

藤原敏行朝臣

南家従四位下富士麿古代孫也従四位上村田孫按察使
陸奥守富士麿子左中将右兵衛督大内記右兵衛佐従四
位下従四位上右兵衛督　今ハむかし敏行ハ哥
よみにハありけれハ書あらはしこれまてよみてきこえて
清行法師二而弟にしてかくしとも
古今ニ哥ニ首入後撰拾遺以下の集にも入今の哥
よみたれ江のこゝしにまつ波よりそうとや

亭のかへりひちハんのまくらの舞
同秋上秋立日によめる
　秋来ぬとめにハさやかにみえねとも
　　風の音にそおとろかれぬる
初の哥ハ扇や波にハよするゝ秋を得たりける
さつやかにハみえねとも立秋の日なる心にて
住の江にハ扇や風にて人めもはつかしくて
思ひ知れてたとへにもなき立秋の心ハとも
頃歌ハ言葉をとりあつめて歌の形をとるにて
此き人のおとろきてあかつきなく秋の月にて
めてたき歌なりと古今にあらはれて

次の歌みんハ並みなりのくまゝかハ関のなんとしなれよ
ことつゝきたれ味者の来るハ関山まてかへりてことをす
左れ天地の気化る時のうちにあらハれて志つまり仕
四季ことにしもまた夜もたちハさしてなにとかゝまさあ
すりなし秋の気ハ雲まじかまへて御行かとまかるハ
今さかりかけハそことなしひかぶる性ましきれハ秋風ハ吹
初まりよりして人の力にもとへととりてかましむかる草は具ハ
風の音かなそれにつれめかしハいうなりかけりめかち
さやかなるもねとも山さへみえて起初をし眼さえよく
見とゞめしかるとこハなからんとも風の音れ君ひのあれ
おもろうすゝしといふなり

中納言兼輔

良門 閑院左大臣冬嗣六男 内舎人勧修寺家祖 孫右中将利基子也 堤中納言と云

新古今恋一 題しらすの歌

みかの原わきてなかるゝいつみ河

いつみきとてか恋しかるらん

瓶(ミカノ)原(ハラ)泉川 同所也 しかしかし名所也 人丸の歌に

都出てけふみかの原いつみ川

川風さむし衣かせ山

かせ山とつゝけむすひたるみかの今来津川と云こやこゝの

泉こはこゝなれや むかしわかれてをしかれやれけく

あれみなれのくるほとよくして いかゝ成行らん

和しとやなミ川とめとハいづミ川といひしやらむ
此川を舟にていふなりしかとりける名付
あやしと思ひ此かたに尋ね侍るやうなれ共たゞ泉川とこそ
いひ侍り泉川ハいづミ川とも書也あやしき事と思ひ
ハ泉川のことくいひならはしにや遠佐なるハいつミ川
あまりなくしてみて知るハ意のかはりなし何といふ事なり
未おもしろき事のいはれあり新撰集夜の歌に夜の歌深
花見つゞける琴ぞきこゆるもとゆかしき事なし

みしの秋のけしきにて何れ
こゝろ松風ゆかしきやさく
此人ハあけ行秋の宵何ら侍る人にも語りあかし

琴の音きさやかにとの山にまても聞ゆるかハ峰の
松の松風のひゞきかしらへすなり 此歌名所ハ
らちあるきさ山のすなり 梢琴の声ハ高山流水と申すもしらべハ
すゞしにも仰ぎひとゝる人琴の上のひゝき深けきを
きゝて子期ハ山人其のひゞきをほめて高山のことく
流水の如くといへるなるこの歌深くよみて琴の音
のかはきに其音をも思ひ合せてよみ給ふ松風
とハ山のなかの琴をも松風といふなり仰ぐみ葉
また一声二絃索秋風払松疎韻落と作り侍りし
にかなる風をあかすのしらぬなるよしを[illegible]なるを
なるとも

中納言朝忠

三條右大臣定方息土御門中納言と云従二位右衛門督ニ

あふ事の絶てしなくは中〳〵に
人をも身をも恨さらまし

拾遺集恋之一天暦御時歌合にと有是ハ一たひあひて
おもひてあハぬ人の心のうさ絶もせてミるあつまれ
なまさしとうらみ侘る心也人をもうらむハげにせつなく
なけかしきことのうらみ也むかしハ千〳〵にあやなかりしも
あらさりし物を身を千〳〵にうらむ事ハ人ぞかし中にもうらむる也
とかくあさて此あひての後絶てあふさまのそてなりけりハ
中〳〵人をも身をもうらみハせざらましといふ心也まことにあはれ

ちきりし中人のかはりてうらみ深のこ千すのもとよりなきあす
と敷ありけるを恭集中於此世中に絶て桜のなかりせハ
とよめるかに同じ何つゝ此ことかくかなかぬより
あるぬうこ此出来けり

権中納言敦忠

本院左大臣時平公三男母ハ在原棟梁女也
伊勢物語ちからの後撰ニ敦忠と
今ハ何もかハりたるあひ見ての

あひ見ての後の心にくらふれは
むかしハものを思はさりけり

国立公文書館
National Archives of Japan

人をとしらぬかんとも海さりみハ志の下にかよふの心をら
んめいりてまし　おもひまさハきんくのんとかとくんまし
やあんかくややかんしらふんをくつしむし　つとちかは
もともあひみんやとおもひし　ハ数ならぬ身なりけれ
めうかもとらかにもあらさる也

藤原清正

中納言兼輔男左中弁五位

天津風ふけゐの浦にゐる田鶴の

なとか雲井にかへらさるへき

此歌新古今にハ雑歌上に入てよく侍るもの也

哥の心ハ田鶴ハ浦にあさりしてもまた雲井に昇る
心なりされハ此清正殿上をとゝめられて後程をのほりし
きこえけれぬ心をとしつきおもひまさりて今されハもとより
ふかき鶴ハしくぬけなるも心さしハ殿上の御
なれハなとしか雲井にかへらさるへき也　雲井とハ
雲の上なり　同し殿上の事なり　殿上へのほりて云さてまた、
天津風とよめるハ　勅命をいへるにたとへて　君の御恩を
しらせて殿上をゆるされんとの心也　文字に天津風
とのひて田鶴を雲井に翔して心をさしてよめる心をあらはし
とつよくまたのしらし　歌を九字給はりて服を
然して紀伊の国ハ紀州の事也　紀州かみにもなりける

元八天満風の[illegible]

源順

源順氏[illegible]元響之男[illegible]人[illegible]
拾遺集秋の部に詞書[illegible]風八月[illegible]秋池[illegible]家
人[illegible]びしき所を

水の面に[illegible]月[illegible]
[illegible]

月[illegible]一月[illegible]
月[illegible]池[illegible]
の[illegible]中なれば[illegible]秋[illegible]月
[illegible]月[illegible]中[illegible]

[illegible]月[illegible]秋の[illegible]
中[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]
雅[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

法性寺入道忠通公

御堂関白道長五代孫知足院関白忠実公子御母ハ従
一位師子六条右大臣顕房公女也保安二年三月五日関白
詔即聴牛車同日氏長者同三年十二月十七日左大臣従一
位四年正月廿八日為摂政太治二年十二月十七日任太政大臣
同四年七月朔改摂政為関白永治元年十二月七日
又為摂政近衛天皇受禅日久安六年二月九日又改摂
政為関白康治三年八月十日上表辞関白応保二年
六月八日於法性寺別業出家法名円観法性寺九條河東之
續世継物語ニ云おほとの手かき給ふ事ハ昔の上手にもはちす
能書法性寺殿とて墨跡種々なとハ昧のみ残しまれ

人の名なとして判せさせ給ふ事もありし清水寺の額も
かゝせ給ひし中に

わたの原こき出てみれハ久かたの
雲井にまかふおきつ白浪

なましゐに為世卿の抄ニハ人丸か歌のあとをまなひ給へる
趣ありておもしろし新古やおもへらんとて今ハ伝
しかるに八雲御抄ニ世にこれ道をしれる
ものにて此道たてゝ法性寺殿の歌道此道とも好
崇徳院の御時よりも又家此歌の御伝ハれる
此ハ詞花集雑下ニ詞書云新院
位ニおはしまし時海上眺望といふ事をよませ給ひけるに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋風ふかぬ日もなく雲もなく
月のみかけのさやかなる
此夕べ殿ばらの方へまゐらせ給ふ
ゆゑ〳〵しく思ひあつかはれ給ふ御
出ありしに知らぬ人ばかりおはし
ましければ
源氏物語の御心ばへ思ひ出でられ
給ふ月は在原業平の
なりけりと思ひ出でられ給ふ
とぞ

後京極摂政殿
殿御子左兵衛督
殿の西四位下侍従
殿

候御記事を携へ参りたまへる
てなん殿御方々中宮
殿の御事ども
御覧ぜ給ふ
中宮
殿の御事
御
中宮
殿の御
はしらせ
給ふ
御
清涼殿
女房
なども
御
仕へ
奉
侍
通
殿
御
世
人
仕へ
奉
侍
殿
御
仕へ
奉
侍
殿
御
仕へ
奉
侍
殿
御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はしらのもとに此ものゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後成心

[illegible]

後白河院院宣ハ[illegible]

院[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又新古今集の中に

今はとて別るる山の雲ゐ

おもふ方へ向かふ月ぞ残る

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年中に住吉社の[illegible]
[illegible]を[illegible]
院の御[illegible]
のうち中に[illegible]
[illegible]の書ハ[illegible]通の船[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世中を[illegible]

[illegible]

陸奥ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信二位家隆

[illegible]

[illegible]

[illegible]

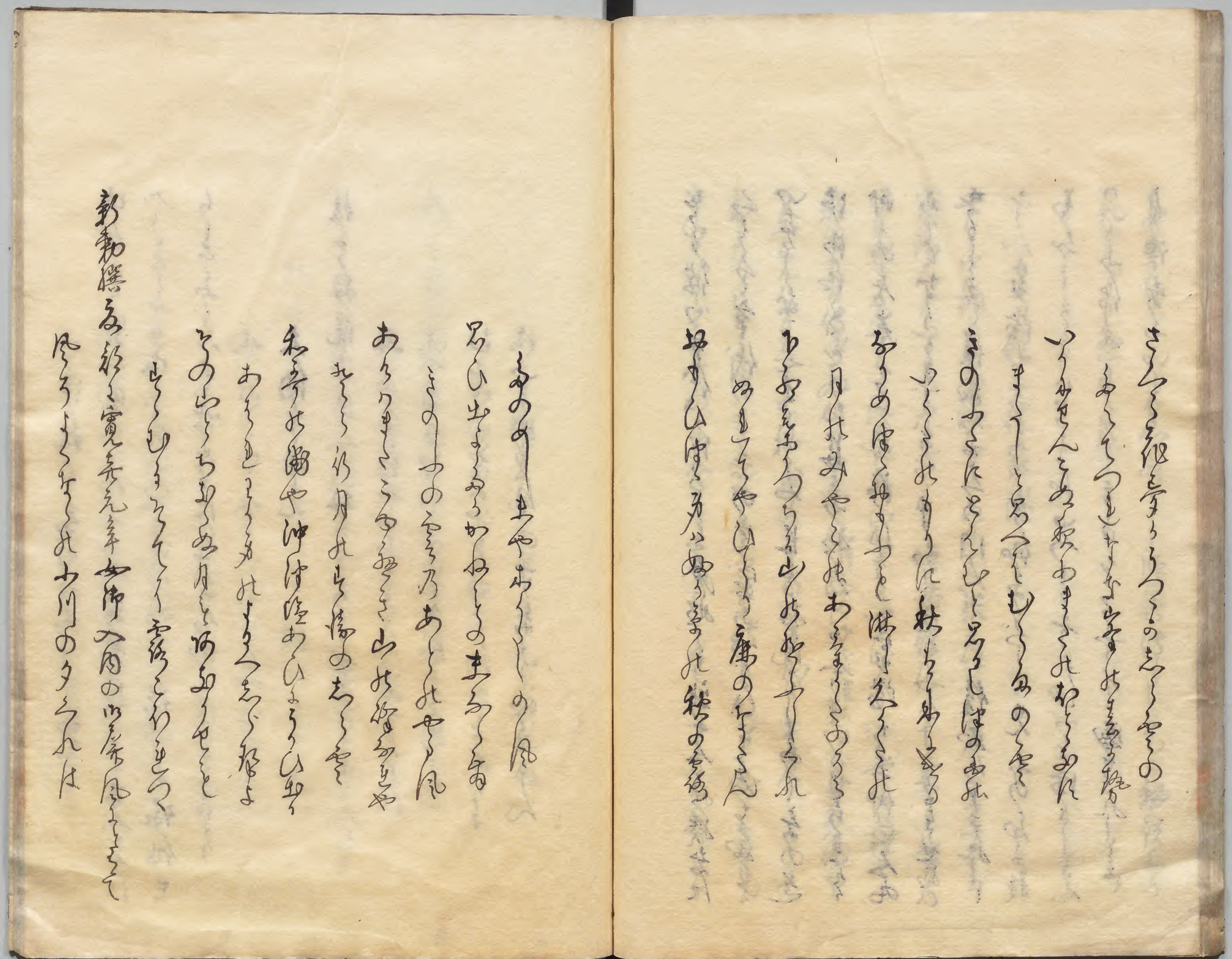

新勅撰 寛元元年 御所の内の障屏に

昆陽の夕ぐれは

[illegible]

大納言通光

後鳥羽院御宮人や如月の
みしまの山の雪のあけぬる
つのくにの山のまつ風
むさしの中なる秋のもとすゝき
いとゞ風のすゑ[illegible]

[illegible]

月のかつらのあきのこゝろは
みなれゝ[illegible]
月のかつらのあきのこゝろは
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

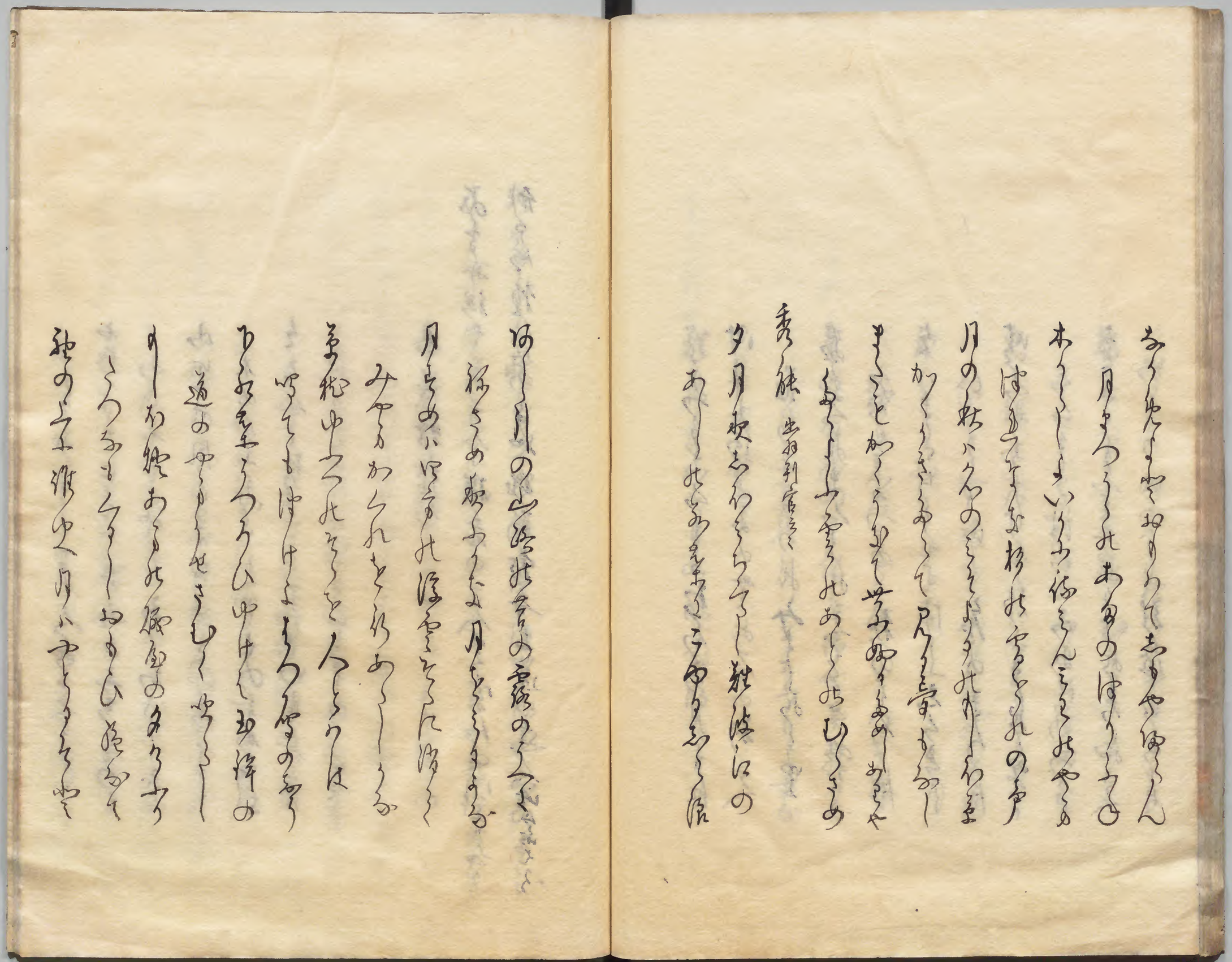

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大納言為家

宮家の長也宮治二年七月後撰成院の院宮より
俊成撰集を撰ひて父祖三代の撰集と宮の三代
集をいひ五代集と称す新和撰集宮家の俊成撰
集也又俊成撰集は四人の撰也中一人は為家卿也
[illegible]

三田山余波の[illegible]

[illegible]

みやまの中の秋風[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大納言為氏

為家卿の長子也亀山院の院宮より俊成撰集
撰ひて文永二年[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大納言家世

[illegible]氏人々四安元年十一月法皇多院の院宮[illegible]
新院撰集を撰ばれ[illegible]元二年十二月十九日崩御[illegible]
[illegible]の[illegible]しに[illegible]家の[illegible]氏[illegible]
[illegible]の[illegible]今[illegible]川[illegible]の[illegible]氏[illegible]の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

又後白河院の宣旨を撰ばせられ候事院の院宣なり
文保三年四月十九日奏聞

大納言為冬

為冬卿為教子なり應長元年和歌所寄人に成
撰ばせ翌年正和元年八月奏聞し此人は二条冷泉二流なり
和歌所一流にて也但見院の御時
せられ為冬卿を和歌所寄人に成
御子大覚寺の御子なり
後白河院宣旨永仁六年二月源俊の中納言
山本家なり

建武二年に帰洛し大納言に任せられ
和歌所に成
撰ばせられ伝宣旨を受
建武元年
是より後家は人は堀俊
是解脱を
篇集却下し西中元年七月十九日死去せ
の内撰中納言を
山巻し
新撰集を撰ばせ
立て
文を和歌
とも

さてもまた[illegible]たのもしさの
うらうらやいづのせんのかんの
はさまは[illegible]屋敷なども[illegible]
れたる[illegible]物ともなりし上なりし
高野山も[illegible]光寺院の和尚を[illegible]て新拾遺集を撰す
はせんの[illegible]は生涯の[illegible]
海の[illegible]の人とも[illegible]
く御[illegible]
はるばるしらやとも[illegible]
うらうらせれるすとをつくづくとハ
はさまを元仏の孔の附よりて人はなりまとも名誉

せられ[illegible]
しらやまもれのなかなりのよくよまれしや古今をとる
るをとみることを古今をかしハ[illegible]
人とをとをとをとを作りし
[illegible]
作りしなり後鳥羽の[illegible]
ちりぬの風[illegible]
さいをとをとをと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan